

「思い出の倫理」の公共性と社会的孤立へのアプローチ

古 川 隆 司

“Ethics of Memory” and the Contribution to Support to the Social Isolation

Takashi Furukawa

豊岡短期大学 論集

第 15 号 別 冊

平成 31 年 3 月 31 日 発 行

「思い出の倫理」の公共性と社会的孤立へのアプローチ

“Ethics of Memory” and the Contribution to Support to the Social Isolation

古川 隆司

Takashi Furukawa

要 旨

ソーシャルワークにとって大きな課題である社会的孤立は、有効なアプローチを築けていない。それは典型的な把握が難しく、生活面に支障を来したしかねない当事者の側から社会的孤立を把握できていないのではないかと。本論では、社会的孤立を生む社会関係の形成に注目し、A. Margalit が提唱する「思い出の倫理 (ethics of memory)」からの解釈を試みた。Margalit は、思い出の共有のされ方によって、関係の強弱があると述べる。すなわち、当事者の主観的な価値に基づいて社会関係をとらえるのである。従来統計的・外形的な特性から類型化されることで、社会的孤立はいわば疾患モデルとして対象化されてきた。その反省にたつこの解釈は社会的孤立という問題の公共性を提示する。また、実存主義的アプローチに近いというより、ナラティブアプローチに近い社会構成主義に立つ解釈と考えられ、仮に回想支持的アプローチと呼ぶことにする。今後は、ソーシャルワークのアプローチとして実効性を有し、説明力があるか、継続した検証が課題となる。

キーワード

社会的孤立、思い出の倫理、公共性、社会構成主義、回想支持的アプローチ

はじめに

(1) 問題の所在

社会的孤立は近年ソーシャルワークはじめ教育や保健医療に共通する大きな課題である。たとえば、2018 年 9 月に発表された国立成育医療研究センターの調査結果によると、産後うつが原因と考

えられる自殺が出産後の女性で多いという調査結果の発表は衝撃的であった¹⁾。出産後の女性が心理社会的に孤立していることの結果といえる。また、シングルペアレントに見られる育児放棄は、いわゆるワンオペと呼ばれるような仕事や家事を一人で抱え込んでしまう傾向と無縁ではない。また児童における不登校・青少年期から中高年期におけるひきこもりは増加しているという。また、老年期における介護殺人や心中事件は、健康問題を動機とした将来への悲嘆から引き起こされるとされる。これらを包含する概念として用いられる社会的孤立は、以上みたように、様々な解釈が試みられつつも、基本的に当事者の内面的な問題として解釈され、外部の支援者から関係づくりが試みられるアプローチが中心となっているといえる。

その中で、社会的孤立は、当事者の属性やその態様から類型的な把握が試みられ、ソーシャルワークのアプローチもこれに沿って提示されている。例えば、不登校は小・中学生にとっての適応の課題として個別化されている。たとえば、相談援助演習テキストとして普及している中央法規のものでは、不登校を事例として扱うビネットが複数掲載されている²⁾。例えば荒井はナラティブアプローチの事例において、A子ちゃんを取り巻く教員や母親のドミナントストーリーに、スクールソーシャルワーカーがオルタナティブストーリーを提示する形で状況への改善に繋げる⁶⁾⁷⁾。他にはエンパワメントアプローチでも、同じく引きこもりの女兒を取り上げている。いずれも、心理的課題としてではないが当事者の内面の課題として捉えている。またそれが標準的なテキストとして用いられることによって、社会福祉士資格における標準的な概念構成と対象認識を再生産することになる。

また、介護殺人・心中をなしたケースについても、犯罪として刑事事件となることから明らかに、当事者である被害者および加害者の動機＝心理的要因が、かれらのおかれた状況の情状判断以上に重視される。刑事司法においては、犯罪をなした者の刑事処分が中心であるため、処分を行うための刑事裁判が犯罪を立証する物的証拠だけでなく、被告人の動機に基づいて過失か否かなど量刑を判断する。ラベリング理論を提唱したベッカーは、その行為が犯罪であると規定するルールとこれを発動させるルールの存在を指摘する²⁾が、量刑判断における被告人の内面＝動機とは後者に基づいた判事や裁判官の心証による裁量に委ねられている。またこれは多くの場合、必ずしも現実を被告人が言語化しているわけではなく、取り調べによって警察や検察にとって合理的に「作文」されている。このため冤罪の可能性をぬぐい切れないとして、取り調べ過程における強要など、裁判段階で自白が覆される被告人の証言となることもありうる。

いずれにせよ社会的孤立とされる状況が類型的な認識で扱われると、対人援助の中でも明確な問題解決スキームを有しないソーシャルワークにとっては、肯定的にいえば様々な対応の可能性が、否定的に表現すれば本質的解決とは言い難い対応しか選択肢がないという状況を生み出す。ソーシ

ナルワークの実践者からすると、これは結果の出ない多義的な状況対処であり、自らの有用感すら疑問視させかねない。

(2) 本論の目的

ここで提起したいことは、なぜ有効なアプローチを築けないかという問いへの解である。既にみてきたように、社会的孤立というカテゴリーは必ずしも明確な対象・明確な状況ではなく、複合的な状況や背景から生み出された結果である。しかし、支援する実践者の側からのアプローチが明確な結果に至らないとすれば、その原因は状況認識の限界にある。だが当事者の側から捉える試みは、管見の限り見出せない。なお、いわゆる「想定外」とは、状況認識するレベルがよりメゾ、マクロへと俯瞰される必要性を示唆する。本論の意図もここにある。

社会的孤立とは、日常生活に支障を来すような社会関係における状況である。社会関係は、いうまでもなく複数の人間からなる相互作用であって、誰かの立場からのみ捉えることは適切ではない。では、社会的孤立の状況におかれている人びとの立場からかれらの社会関係を捉えることによって、社会的孤立の状況を当事者の立場から捉える糸口が見出せるのではないか。そこで、社会関係を捉える新たな知見を用いて、社会的孤立の支援に向けた新たなアプローチの可能性を探ることが本論の目的である。

方法

本論は、社会的孤立の支援に向け、アプローチの糸口として社会的孤立の状況にある人びとの関係に注目しよう。一つの問題は支援者にとっても、当事者に対する認識が限定的であるという点だ。当事者とかれらのおかれた状況について理解し、自らの働きかけるべき存在として支援者が認識することには限界がある。倫理学の立場から Singer は、世界的な貧困に対する働きかけを呼びかけるため、帰結主義の限界はあるとしても、かれらをその窮状から救う活動のために寄付をすることは、豊かな社会に生きるわれわれにとって義務であるという³⁾。けれど、かれらのための寄付という、多くの人への呼びかけでさえ、結局はかれらを認識しいかなる態度をもってその呼びかけに応じるか如何なのである。この限界をふまえると、当事者との人間関係への観点変更が不可欠であろう。

そこで本論は、イスラエルの倫理学者である A. Margalit による「思い出の倫理」に注目する⁴⁾。Margalit は著書の中で、人びとが共有する思い出の質や量によって、人間関係に強弱があり、それに応じた倫理的価値を設定する。これを用い、社会的孤立の状況にある人びとの形成する人間関係を分析することとしたい。それを踏まえて、いくつかの例を解釈し、社会的孤立の状況を類型化するのはなく当事者の人間関係の強弱によって捉え直す可能性を探りたい。以上の結果を踏まえ

て、ソーシャルワークに対する示唆を得ることにしたい。

関係を規定する意義

(1) 支援側の限界と課題

さきに、支援者が試みようとする社会的孤立におかれた人びとへの認識に限界があると先に述べた。ソーシャルワークの前提には、IFSW の定義が謳うように人権と社会正義があり、人権にもとづくとすれば、遍く多様な生活困難の状況にある人びとへの理解があることになる⁵⁾。だが、現実には支援者の活動する国および地域の社会体制や制度があり、その制度にもとづく事業や、制度とわがちがたく結びついた活動に従事する支援者の判断枠組はおのずとこれらに制約を受けている。これは、一見専門性が向上しているようにもみえるが、一般的には、他の専門領域から独自性を確保しようとするが故に、社会的な関連から相対的に自らをとらえる認識枠組に関心を払うことが乏しくなる。

また近年、社会的孤立にある人びとには、社会的排除ともいわれるような、生活困難におかれた幅広い状況の拡大がある。その多くは排除されているが故に、支援者の活動が拠って立つ制度からは発見されない。そこで潜在的なニーズを設定して克服を試みるのだが、認識枠組を超えた状況の問題は克服することが難しい。たとえば平成 18～20 年度厚生労働科学研究田島班によって、刑事事件を起こして刑務所などに収容された被収容者の中に、数多くの知的障害者や高齢者がいたことが明らかにされた。しかし、出所後の当事者を受け入れる事業者は少なく、その後地域生活定着支援事業（現、地域生活定着促進事業）でも、刑事処分の前に支援活動を行おうとする実務家や事業者に対し、同事業の実施要綱を原則とする都道府県の態度により、全国的には取り組めない都道府県が多い。研究や実務上予防的で効果的であると示されても、この傾向は変わらない。これは筆者が、厚生労働科学研究田島班で、実務家・事業者へのヒアリング調査を実施した結果からも明らかである。

この例にみるように、「これは福祉である／福祉ではない」を規定するかは、事業者という専門家と、制度と財源を所管する行政の裁量にある。前出のベッカーがいう「規則を発動させるルール」が機能していることになり、新たな状況へアプローチする試みは常に限定的にならざるを得ない。したがって、ソーシャルワークは常にこの規制にあることを自覚する必要があると同時に、実践活動を反省的に見直す試みに取り組む必要があることになる。

（２）「思い出の倫理」について

Margalit は 1939 年にパレスチナで生まれ、イエルサレムで育った倫理学者である。かれは、パレスチナ紛争における経験を踏まえて、倫理学の立場から「その経験＝思い出には倫理はあるか」(Margalit, 2004)⁶⁾、という問いを立て、著書『思い出の倫理 (原書名 Ethics of Memory)』(2004) を執筆する。紙幅の都合上詳細は省略するが、パレスチナ人の隣人たちとの少年時代やイスラエル建国を経た数次にわたる中東戦争とナクバ (NAKBA) などを当事者として経験してきた。したがって、われわれ日本人が理解する「パレスチナ問題」のような、単純化した現状認識ではなく、自らの生きる世界を宗教・民族や国際政治とは異なり倫理学の領域からとらえ直すことが本書の背景にある。

Margalit は、本書を以下のような認識にもとづいて問題提起を始める：

「過去の出来事や思い出のある人びとに対し、私たちの義務とはどのようなものか」そして「私たちにあって、その義務とはどのような本質があるだろうか？それは、思い出したり忘れたりできるような、誇りとか怒りの倫理的にふさわしい対象なのか？その私たちとは思い出す義務を有している。」⁴⁾

したがって、Margalit は、集合としての“私たち”に関わるあらゆる人びとに対する、集団的な思い出に対する義務があるとする。だが、あらゆる人びとに等しく同じような関係があるわけではない。そこには、思い出の濃淡によって関係の強弱があり、それに応じた倫理的主題が成り立つという。

まず、その思い出が家族や血縁・友人・近隣などにとって分かち難いものにもとづくような「太い関係 (thick relation)」がある。この関係は、その思い出を分かち合う関係にある人びととの中に倫理 (ethics) を生み出す。他方、直接の関わりは乏しく知識としての過去を共有するような程度の思い出にもとづく「細い関係 (thin relation)」がある。こちらの関係は、一般的な態度や姿勢を規定するような道徳 (moral) を形成する⁴⁾。両者の差は、それぞれの集団に対する姿勢を、一方は「～すべきである」と規定し、他方は「～することが望ましい」というように、周囲に対する態度のあり方において違いを生む。この点について、たとえば嶋田啓一郎が「ソーシャルワークの価値と倫理は態度によって具体化される」と説明することは示唆的である。

（３）関係による倫理的主題と態度の相違と本論への適用

さて、以上の考えを本論に適用することから、どのような知見や認識が見出せるであろうか。まず重要なのは、関係の質である。仮に、現在孤立している状況にある人がいるとして、その状態を当事者の属性によって説明するのではなく、これまでの当事者をめぐって、その当事者が有する関係だけでなく周囲と築いてきた関係の違いから質的な違いを見出せるだろう。

次に、その関係の質の違いを裏付ける思い出に注目することができるだろう。仮に、現在孤立している状況にある人であっても、太い関係を有するが現時点の社会関係にはマッピングされない存在や、逆に数多くの付き合いはあるにせよいずれも規範的な細い関係にとどまっている場合も区別することができるようになる。

このように、Margalit の考えを踏まえると、思い出の差によって生じた社会関係の差と、周囲の人と築いてきた質的な倫理的態度の節目から、対象とされる人びとをかれらの人間関係にもとづいてとらえ直す認識を築けることになるだろう。以下の節において、具体的な社会的孤立とされるような例を念頭に、どのような観点変更が可能となるか解釈を試みることにする。

親の育児放棄

(1) 状況の解釈

ここでは、育児放棄の状況と親子双方における孤立状態・不適応と認識される状況のとらえ直しを試みる。

育児放棄という状況が生じる原因は、主には親や保護者など養育者が他の関心事を優先させる（またはそうせざるを得ない）ことにある。他の関心事は、たとえば育児と両立できない就労の状況、個人的な趣味嗜好や、育児より優先させるような人間関係などであろう。しかし、かれらが養育を自ら行えない（または行わない）としても、その役割を代替ないし補完してもらう誰かへ頼むということもありうる。しかし育児放棄に至るということであれば、頼る先もなかったということである。

すると、育児放棄に至る背景と原因には、その人間関係を規定する思い出を共有のされ方がネガティブな場合や、結果として細い関係しか持ち合わせない状況の社会関係といえる。親や保護者が養育なり仕事・生業ではサポートを求められるような社会関係が乏しいこと、そして、親・保護者も他者と相互に分ち合う思い出の乏しさゆえに、養育態度の質が規定されることになると解釈される。育児放棄とはその結果であるが、親・保護者にとっては子どもと思い出を共有することでもきていないことになりうるのではないか。

(2) 解釈から導き出せる選択肢

以上のような場合、われわれは児童を中心に社会的な対応を組み立てている。このため、もともと親・保護者へのアプローチや支援が十分でなかっただろう。しかるに、育児放棄という結果に対する態度は、あたかも罪状の判断と似たものになってしまい、子どもを保護するということを通し

て親への社会的非難を代弁する役割を支援側に担わせてしまう。したがって、親子を分離するにせよ、家族の保護の手段や内容を一体で考えなければ、適切な形で当事者たちの関係を修復することへつながっていかないだろう。

その点で、生活困窮者自立支援法にもとづく事業が、就労支援や子どもへの学習支援など親・保護者と子どもへのアプローチを一体で取り組んでいるのは参考になる。むろん原型は生活保護ケースワークにあるのだが、児童分野も現在は児童家庭福祉と標榜している以上、その理念に適う実践方法が検討される必要があるだろう。

成人した子のひきこもり

（１）状況の解釈

同じ家族支援においても、子どもが幼児期・児童期にある場合と異なり、青年期から成人期にかけて経験される社会的孤立では、より広がった社会関係を親子双方が有していたはずである。親が、職業や居住環境などから相対的に社会との接点が乏しかったとしても、子どもの成長に伴って保健所や医療機関との関係、あるいは小学校に就学後の PTA や地域社会での年齢別集団（子ども会など）への参加が促され、地縁組織による何らかの共同体的援護と接点をもつ機会があった。また子どもがひきこもり状態にあるとしても、それまでの経験で形成された人間関係があった。そして、ひきこもり状態にある子どものきょうだいは、また別の社会参加をしており人間関係を築いている。

多くのひきこもりに共通するのは、子どものひきこもりとして認知されるために家族いずれかの社会関係があるということである。また、その子どもがいつからひきこもり状態を経験しているかによって、すなわちひきこもりを経験するようになる契機によっても、その時期の家族メンバーそれぞれにおける社会関係がありうるだろう。そして、これらの社会関係には他者と何らかの思い出が伴っている。

（２）解釈から導き出せる選択肢

以上から見てくるのは、青年期・成人期に至った子が引きこもりを経験する背景に、親の社会関係と、それとは別の子の関係形成、ないしは親と類似する関係形成が進んでいる結果生じている社会的孤立という解釈の可能性である。

もしもひきこもり状態の契機となる経験が、小中学校の義務教育の時期に生じたとすれば、同級生・学校との望ましくないエピソードや、他者との思い出を有していると考えられる。また、高校や大学などへの進学・就職後であれば、学校の教室だけでなく、クラブ活動の機会や研修先、ある

いはアルバイト先の経験に付随する思い出がありえよう。また本人だけでなく、同時期における他の家族メンバーの経験や家族内の関係は、少なからず本人と家族をめぐるアプローチの糸口を見出す可能性がある。

もちろん、ひきこもりが適応にかかわる問題、もしくは本人の精神保健の問題として認識されるという従来のアプローチを否定するわけではない。だが、思い出という時間軸を導入することによって、ひきこもりを経験する本人に加え、家族の関係もが支援の糸口やアプローチの可能性を広げると考えられる。

家族メンバーそれぞれの関係の細さ

(1) 状況の解釈

今日家族内のさまざまな問題、たとえば児童虐待やDVなど暴力に関わる問題や、経済的な不安定さや、望ましくない社会参加、非行やギャンブルなど伝統的な逸脱に伴う家族関係への影響などが支援の課題となっている。この場合、それぞれの家族メンバーの社会関係に脆さがあり、アプローチが困難である場合も多い。また、多様な課題のうち、虐待など暴力を伴う場合や逸脱状態によって警察や刑事司法と関わるような場合、警察・刑事司法という強制力を伴う社会的介入は、この家族メンバーを罪をなした者として扱う。そしてこれに伴うラベリングや社会関係への悪影響も生じらるだろう。

また、経済的な不安定さが、就業による場合や金銭感覚による場合も考えられる。家族全体が不安定さを常態化させている場合もありえよう。家族のメンバー相互の関係も必ずしも社会的に期待されるような規範的なものではなく、時に近隣や親など周囲と対立するような関係に置かれているかもしれない。

これらの経験にある家族は、家族全体が不安定な関係を常態化させている、あるいは、虐待と被虐待という支配・権力関係が生じている等と解釈できる。その中での思い出は、望ましくない状態に至る契機や、関係や状態が不安定化する以前の安定した関係において経験されたものがある。

(2) 解釈から導き出せる選択肢

何らかの社会的支援がこれらの家族にアプローチするためには、何を糸口にするか、誰にアプローチするかが設定される。しかし、当該家族だけの関係に視野を狭めてしまうとアプローチの選択肢は限られてしまう。そのため、これらの家族に対してラベリングする周囲との関係および思い出が糸口となりうる。ネガティブな思い出は必ず相互に望ましくない関係としての認知を及ぼすが、

少なからずこれらのラベリングが相対的なものであり、以前のエピソードとの対比などを伴っている。

しかし、仮に刑事司法など公権力にもとづく社会的介入が必要となったり、警察への接点が社会福祉による支援より先である場合は、福祉側に期待される役割が限定されてしまう。そのため現実には社会的支援に関わる契機、実のところ、何らかの事件として顕在化することが多いかもしれない。だが、幼児の虐待死など痛ましい事件が相次ぐように、事件化する前に、顕在化する兆しに気づけるようなアプローチの機会を多面的にとらえるべきである。

考察と結論、今後の課題

（１）実践の方法技術に対するこれまでの批判

社会福祉におけるさまざまな支援は、現実的には支援者やその所属する組織団体が行う事業の制約を受けている。その中で実践が用いる方法技術に対する批判は、それらに由来すると考えられる。まず、実践が事業の枠で行われ、大半が法定事業であるため、法的援護の枠組として予算と事業内容・人員など運営基準と、もう一つは支援側がその枠組でしか考えないということである。だが枠組は、実際に支援活動に携わる立場に立つと、その限界に直面するということでもある。

また、介護サービスの提供に準拠して、ソーシャルワークでありながらケアマネジメントにもとづく実践活動が行われることへの批判がある。ケアマネジメントは、高齢者ケアを研究しこれを初期に提唱した白澤政和には、ソーシャルワークによって「結果の見える形」を提示したいという動機があったと、社会福祉教育に関する関係者向け研修や社会福祉に関する学会での講演等で述べるように、結果を可視化するような実践枠組の方法技術である。だが、その後児童分野における児童ケアマネジメントや司法領域における司法ケアマネジメントのように、領域・対象別にも適用が試みられるようになった。結果のみえづらい社会福祉の実践活動は、法的な根拠を得るためには結果を出す形でなければならない。いったんこのような教育や訓練を受けることで、実践者は、ケアマネジメントの思考枠組を受容し、それを適用する形で支援活動を「処理」するようになる。

したがって、結果の出にくいような支援課題であろうと、社会資源を探し、目標を設定してネットワークを構築するといった、支援のための計画が支援のために作成され、当事者のための実践であるべき支援が形骸化することとなる。これは、支援計画がうまくいかない場合に、自ずと「利用者」の同意や非自発的な存在だという理由づけが容易になされるおそれを生む。すなわち、利用者主体ではなく支援側主体の実践活動に傾きかねないのである。

筆者は、自らが携わる福祉及び介護サービスの苦情解決に関する相談で、これらの状況をしばしば

みてきた。利用者はクレーマーとみなされる場合もあるし、支援する側は説明は行い署名も捺印も得たと自己正当化も行う。さまざまなケースを評価する場合、相互にどれだけコミュニケーションがとれていたかは相互行為であって、相対的な営みでしかない。だが、ここでは、支援活動や実践の方法技術の有する課題として理解されるべきである。

社会的孤立は、上の意味で「結果のみえづらい」場合がほとんどであろう。その分、手がかりや糸口をいかに多面的に考えるべきかは、常に実践者に求められるべきものと考ええる。だとすれば、本論で提示したような「思い出」とそれを紡いできたそれぞれの関係と、これらへの評価が時間的経過の中で相対的に変化するという点を、実践活動に適用する可能性はあると思われる。

しかし本論の結論も、一つのアプローチとして扱われるきらいはありうる。また、実践によって評価されるべきモデルの一つに過ぎない。同時に、その有効性を提示してはならないため、結果はみえないものである。このため、今後の実践活動や教育訓練における検討を重ねる必要がある。だがそれは、支援が必要でありながら有効な糸口を見出せないために、周囲から何らの働きかけも得られない状況にある人びとにとって有益でなければ意味のないものであるだろう。

引用文献

- 1) 国立成育医療研究センター. (2018). 人口動態統計（死亡・出生・死産）から見る妊娠中・産後の死亡の現状. 〈<https://www.ncchd.go.jp/press/2018/maternal-deaths.html>〉 (2018 年 9 月 14 日閲覧)
- 2) Becker, H. S. (1993). *アウトサイダーズ* (新装版) (村上直之訳). 新泉社. (Becker, H. S. (1963). *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, The Free Press.)
- 3) Singer, P. (1999). *実践の倫理* (山内友三郎ほか監訳). 昭和堂. (Singer, P. (1972). *Famine, Affluence, and Morality*, in *Philosophy and Public Affairs*, 1:3 . Springer.)
- 4) Margalit, Avishai. (2004). *The Ethnics of Memory*. Cambridge, London, Harbard University Press.
- 5) International Federation of Social Worker ウェブサイト. 〈<https://www.ifsw.org/>〉
- 6) 荒井弘道. (2014). *ナラティヴ・ソーシャルワーク*. 新泉社.
- 7) 社会福祉士養成講座編集委員会編. (2010). *第2版相談援助演習*. 中央法規出版.